

そのうち、放送に直接携わる、編成局（編成部、編成管理部、報道部、スポーツ部、製作部、アナウンサールーム）、技術局の合計人員は150人である。

前述したように、危機情報をキャッチし、さらにソースの確認作業を行うにあたり、全社員一斉に取り組むのであれば、第一報の関与人員は150人となる。

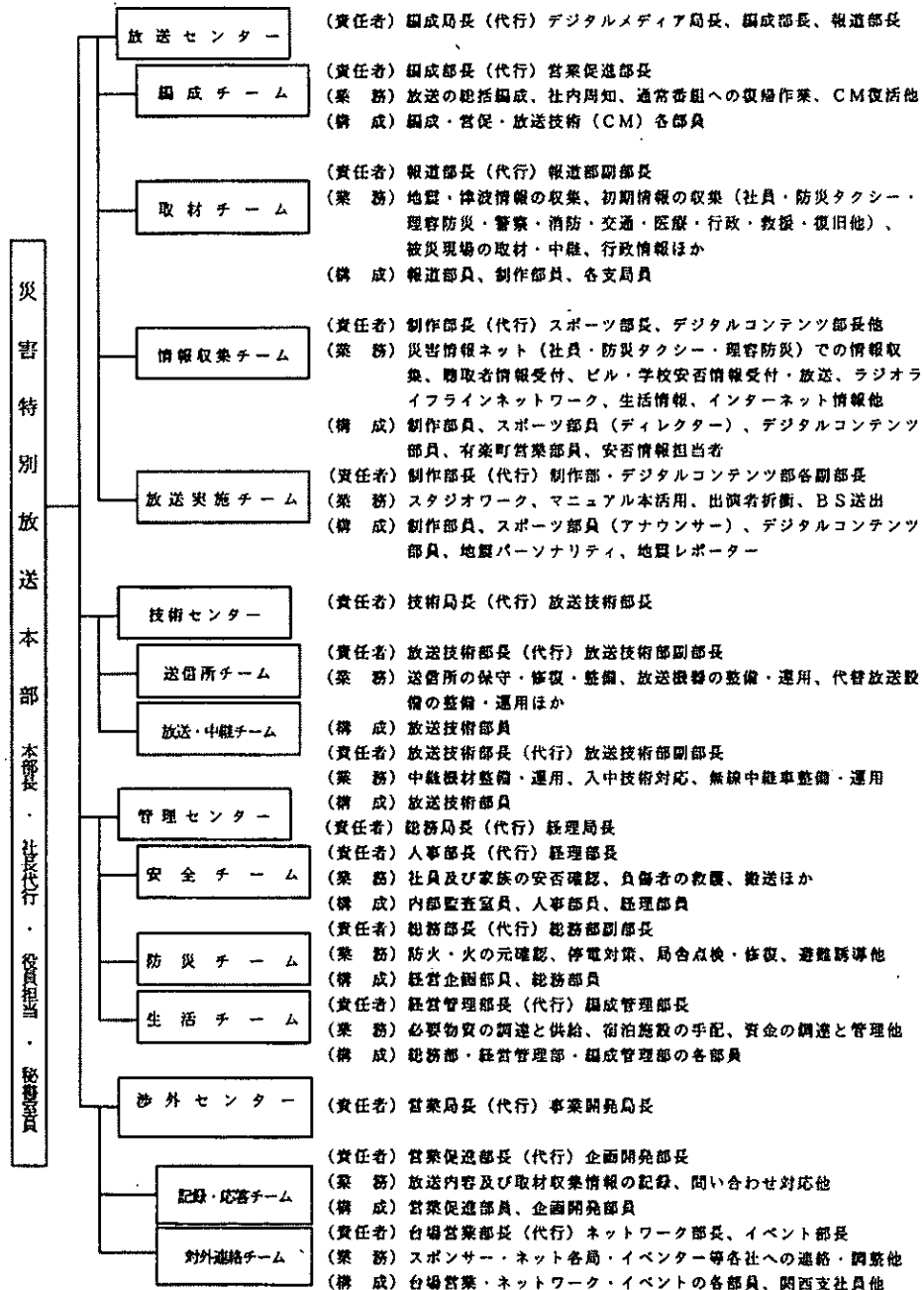
第一級情報といえども、ニッポン放送の場合、全社員の60%にあたる150人が当情報を知り得ることになる。

(3) 災害における報道対策

東京都地域防災計画（震災編）の平成15年改訂版において、ニッポン放送の災害特別放送本部の組織図を掲載しているのので、ここに抜粋する。

37 ニッポン放送

○ 災害特別放送本部の構成・業務



1.6.4 非常時（健康危機）の想定内容

災害時における想定マニュアルは用意しているが、SARS、バイオテロなどの健康危機における想定マニュアルは作成していない。
 ただし、健康危機に関する事件・事故が起こった場合は、災害時の想定マニュアルに準じた対策を講じると話している。

1.6.5 添付資料

東京都地域防災計画 震災編（本冊 平成15年修正）から抜粋

第2章 情報の収集・伝達
 第5節 災害時の放送要請、報道要請

機関	内 容
東 京 放 送	<p>1 災害時の応急措置</p> <p>・非常災害が発生した場合は、災害の規模、状況により迅速、的確に必要な措置を講じ、放送の維持確保を図る。</p> <p>(1) 局外中継用機器（中継基地）の機能確保 (2) 送信所ならびに中継センタ（TRC（NTT））までの中継線の確保 (3) 放送用電源の確保 (4) ラジオ送信所の機能確保と代替送信設備の稼働 (5) テレビ送信所の機能確保と代替送信設備の稼働 (6) 上記の諸施策を講じて放送の継続を図るとともに、被災の復旧に努める。</p> <p>なお、タクシー防災レポーターによる発災直後の被害状況（被害の無いことも含め）等を収集し放送するとともに、東京都等防災機関に迅速に提供する。</p>
文 化 放 送	<p>1 発災時の取り組み</p> <p>発災とともに速報で一報を伝える。一部六県の文化放送エリア内で震度5強以上の地震が発生し、大規模な被害が既に発生しているか、大規模な被害が発生するおそれがある場合、通常放送を中止し、災害特別放送に切替える。</p> <p>2 応急復旧対策</p> <p>発災時、本社放送機能が被害にあった場合、速やかに次の措置をとり、放送継続に努める。</p> <p>(1) 無線局、社外非常スタジオ、送信所予備スタジオを開設する。 (2) 本社STL（放送回線）使用不能の場合は、ライン又は非常用無線によって送出する。 (3) STL、無線、ライン等の送出系統が使用不能の場合は、送信所予備スタジオを使用する。</p>
ニ ッ ポ ン 放 送	<p>1 発災時の応急放送措置</p> <p>震度が5強以上の場合は、災害特別放送体制に移行し、発災時の注意事項とともに、応急救命対策のために、社員・家族レポーター（リーダーに携帯電話貸与）、タクシー防災レポーター、理容防災ネットワークによる発災直後の被害状況（被害の無いことも含め）等を収集し放送する。なお、タクシー防災レポーターからの情報は、東京都等防災機関に迅速に提供する。</p> <p>このため、専門知識を備えた地震パーソナリティ・地震レポーターの養成、安否情報の組織化、地震レポーターによる防災機関の担当制、幹部社員の地震宿直等の体制を敷いている。</p> <p>2 応急復旧対策</p> <p>万一、木更津の本送信所（出力100kw）が送信不能の場合は、足立予備送信所（出力1kw）に切替え、放送の継続に努める。また、本社放送機能に支障を生じたときは、有楽町の第一生命本社ビル等に仮設スタジオを設け放送を継続し、原状の早期回復に努力する。</p>
ラ ジ オ 日 本	<p>1 災害時の活動態勢</p> <p>(1) 非常事態対策本部長は非常事態の状況に応じ「非常事態A」又は「非常事態B」のいずれかを設定する。「非常事態A」とは、通常サービスエリア内で震度6以上の烈震の発生、あるいはサービスエリア内に大被害をもたらす超大型台風の襲来、エリア内の大半を焼く大火災及び大規模な化学災害等をいう。 (2) 非常事態対策本部のもとに設置される特別態勢は、東京支社及び横浜本社は同時に同一機構による併列配置をとる。 (3) 災害に関する情報、注意、官公庁からの通報等の迅速な収集及び放送のため、社員は、「災害時の行動マニュアル」に基づいて対処する。</p> <p>2 発災時の応急措置</p> <p>(1) 東京支社での放送が不能な場合は、横浜本社から放送を行うが、両所とも放送不可能な場合は、川崎送信所から放送を確保する。 (2) 上記演奏所～送信所間の放送系統が使用不能となった場合は、無線によって放送を確保する。 (3) その他適宜移動無線局を使用して取材及び連絡を確保する。</p>

資料第49 タクシーによる防災情報ネットワーク実施要領（東旅協）（本文115頁）

平成7年8月30日
平成14年12月6日改訂
（社）東京乗用旅客自動車協会

（目的）

24時間都市・東京を文字通り24時間ウォッチングしているのが、都民の足・タクシードライバーです。災害時に街の“現場第一目撃者”となる可能性が高いタクシードライバーから生の情報が寄せられ放送を通じて知らせることができたら、どんなに災害対策に役立つか計りしれません。

災害時の指定地方公共機関（災害対策基本法に基づく東京都地域防災計画）であり公的な役割を担う（社）東京乗用旅客自動車協会は、災害時にマスメディアの協力を得て都民に適切な情報を迅速に提供し、都民の生命と財産を災害から少しでも守る事を目的に活動しようというものです。

（情報内容）

大地震、風水害、大事故等が発生したとき、営業中の『タクシー防災レポーター（仮称）』はお客様と身の回りの安全をはかりながら現場や周辺の様子と道路状況を伝えます。（大地震の場合は“被害が無い”ことも含む。）

（災害時の体制）

いざ東京に大規模な災害が発生した場合、営業中の『タクシー防災レポーター』は現場からの生の情報をマスメディアや関係行政機関に電話で伝えます。

（提供方法）

携帯電話を使用します。

（東旅協会員会社からレポーターを）

『タクシー防災レポーター』は当面、東旅協会員会社の中から参加希望会社を募り乗務員100名、防災車両は30両規模、任期は2年です。

（防災ステッカー貼付等）

『タクシー防災レポーター車』のステッカーを防災車両に貼付し、都民の周知を図ります。また、車両屋上には上空から防災車両であることが確認できるよう表示をしています。

（初期消火、救助に）

『タクシー防災レポーター車』には初期消火や救助活動のために消火器、救助機材救急箱等を搭載し、必要に応じ提供します。

（防災教育等）

選ばれた『タクシー防災レポーター』には、防災・放送関係者による防災・レポート教育を実施します。

（実施時期）

平成8年1月17日から実施する。

注 (1) タクシー防災レポーター車数（平成14年12月現在）

48台（44社）、198名体制

(2) 各タクシー防災レポーターからのすべての情報は、ニッポン放送及び東京放送の協力を得て、取りまとめるうえ、都防災行政無線及びFAXにより、都災害対策本部に伝達する。なお、乗員は、旅客並びに自身の安全を図り、車を路肩に停止し避難し、車両走行による情報の収集は行わない。

タクシー防災レポーター 協力社一覧

2000.4.1現在

イースタンモータース
共栄交通
京西交通
親和交通
第三コンドルタクシー
大和自動車
帝都自動車交通
同進交通
日本交通
東日本交通
マコト交通
三ツ矢観光自動車
和親交通

盈進自動車
久留米交通
ケイエム国際
スガイ交通
大日本交通
大和自動車交通
東京協同タクシー
東都交通
宝自動車交通
日の丸交通
丸井自動車
南観光交通
大栄交通

荏原興業
京王交通
三陽自動車
第一交通
大日本自動車交通
宝自動車交通
東京コンドルタクシー
都民交通
コンドルキャブ
毎日タクシー
美鈴タクシー
宮園自動車
大同交通

[防災トップページへ戻る](#)

1.7 株式会社朝日新聞社

本 社 大阪市北区中之島3-2-4
 (大阪本社) (電) 06-6231-0131
 各 本 社 東京本社、西部本社(九州)、名古屋本社、
 (3カ所)
 支社・支局 北海道支社、その他都道府県の支局
 (109カ所)

< 会社概要 >

事業目的 新聞、各種出版物発行
 設 立 1879年(明治12年)1月
 資 本 金 650百万円
 大 株 主 村山美知子 36.4%
 代 表 者 箱島信一(社長)
 従 業 員 6,082人(2003年3月現在)
 年 商 2003.3期 405,861百万円(月平均 33,822百万円)
 取 引 銀 行 三井住友、みずほコーポレート ほかに2行

1.7.1 既存通信ネットワークサービスの概要

(1) 国内・海外ネットワークの概要

朝日新聞社の国内ネットワークは、大阪、東京、西部(九州)、名古屋の4本社、北海道支社、また、全国108支局(地方支局)のネットワークを結んでいる。それぞれの支局は、地方面記事の作成を中心に行っている。

国内ネットワークは、記事、画像ともにすべてパソコンなどのコンピューターで情報通信を行っている。

海外ネットワークは、アメリカ、ヨーロッパ、中東アフリカ、アジア、中国の5拠点に総局を置き、その他23拠点の支局とネットワークを構成している。

ア メ リ カ	ヨ ー ロ ッ パ	中 東 ア フ リ カ	ア ジ ア	中 国
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ワシントン</u> ・ニューヨーク ・ロサンゼルス ・サンパウロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ロンドン</u> ・パリ ・ボン ・ブリュッセル ・ジュネーブ ・ローマ ・ウィーン ・ベオグラード ・モスクワ 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>カイロ</u> ・エルサレム ・ナイロビ ・テヘラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>バンコク</u> ・ソウル ・シンガポール ・マニラ ・ジャカルタ ・ニューデリー ・シドニー ・ハノイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>北京</u> ・上海 ・香港

注) 網掛けの都市は、総局の所在地である。

(2) 特約通信社・紙誌との連携

国内、海外ネットワークのほかに、11の通信社、15の紙誌との提携を行っており、この場合も通信ネットワークにより情報を提供している。

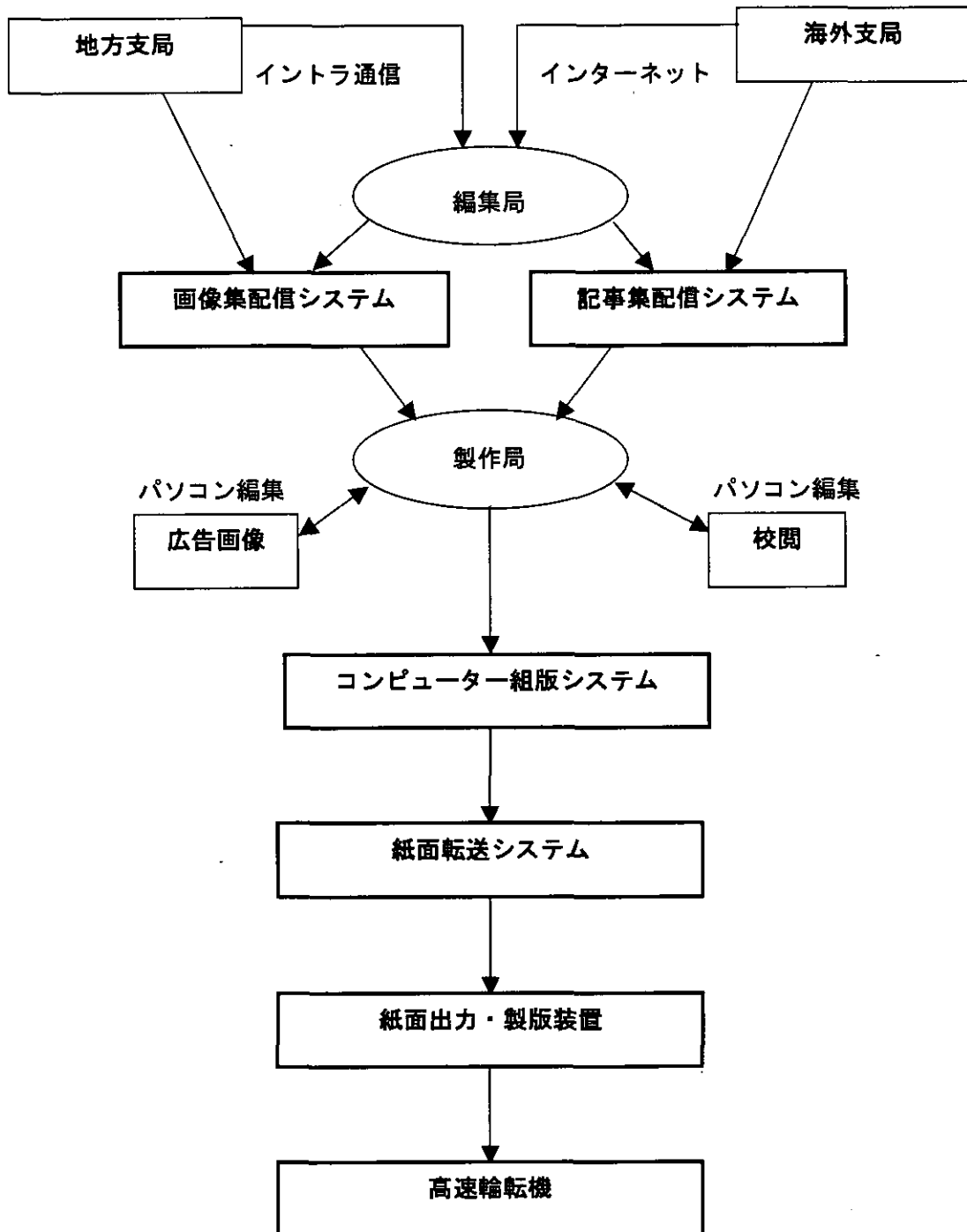
提携通信社、紙誌は以下のとおりである。

通 信 社	紙 誌
AP 通信 (アメリカ)	ニューヨーク・タイムズ (アメリカ)
ロイター通信 (イギリス)	タイムズ (イギリス)
AFP 時事 (フランス)	サンデー・タイムズ (イギリス)
イタル・タス (ロシア)	ルモンド (フランス)
共同通信	東亜日報 (韓国)
時事通信	エルパイス (スペイン)
中国通信 (中国)	コリエレ・デラ・セラ (イタリア)
新亜通信 (中国)	バンコク・ポスト (タイ)
朝鮮通信 (韓国)	ストレーツ・タイムズ (シンガポール)
ラヂオプレス	聯合早報 (シンガポール)
	タイムズ・オブ・インディア (インド)
	論拠と事実 (ロシア)
	ノーボエ・プレーニャ (ロシア)
	ニェザビシマヤ・ガゼータ (ロシア)
	ジュート・ドイツェ・ツァイトウング (ドイツ)

(3) サービスの概要

朝日新聞に掲載した記事、写真、ならびに、提携先各社から送られた記事、写真などは、ホームページや携帯電話などへ配信するサービスを行っている。

1.7.2 ネットワークの構成・主要機器の構成および安全対策の概要
朝日新聞の社内ネットワーク構成は、以下のとおりである。



1.7.3 管理体制の分析

(1) 健康危機情報における管理体制

SARS やバイオテロなどの健康危機情報について、担当記者がキャッチした場合、まず、キャップと呼ばれる記者のリーダーに電話にて報告する（通常はパソコン、PDA などの情報端末を用いて記事とする）。

キャップは、担当デスクに同じく電話で報告し、キャッチした情報の選別を行う。この選別は、担当記者がどこの誰からキャッチした情報なのかを最優先とし、その情報源（ネームバリューと話している）が大きいほど、記事にする確率を高くする。

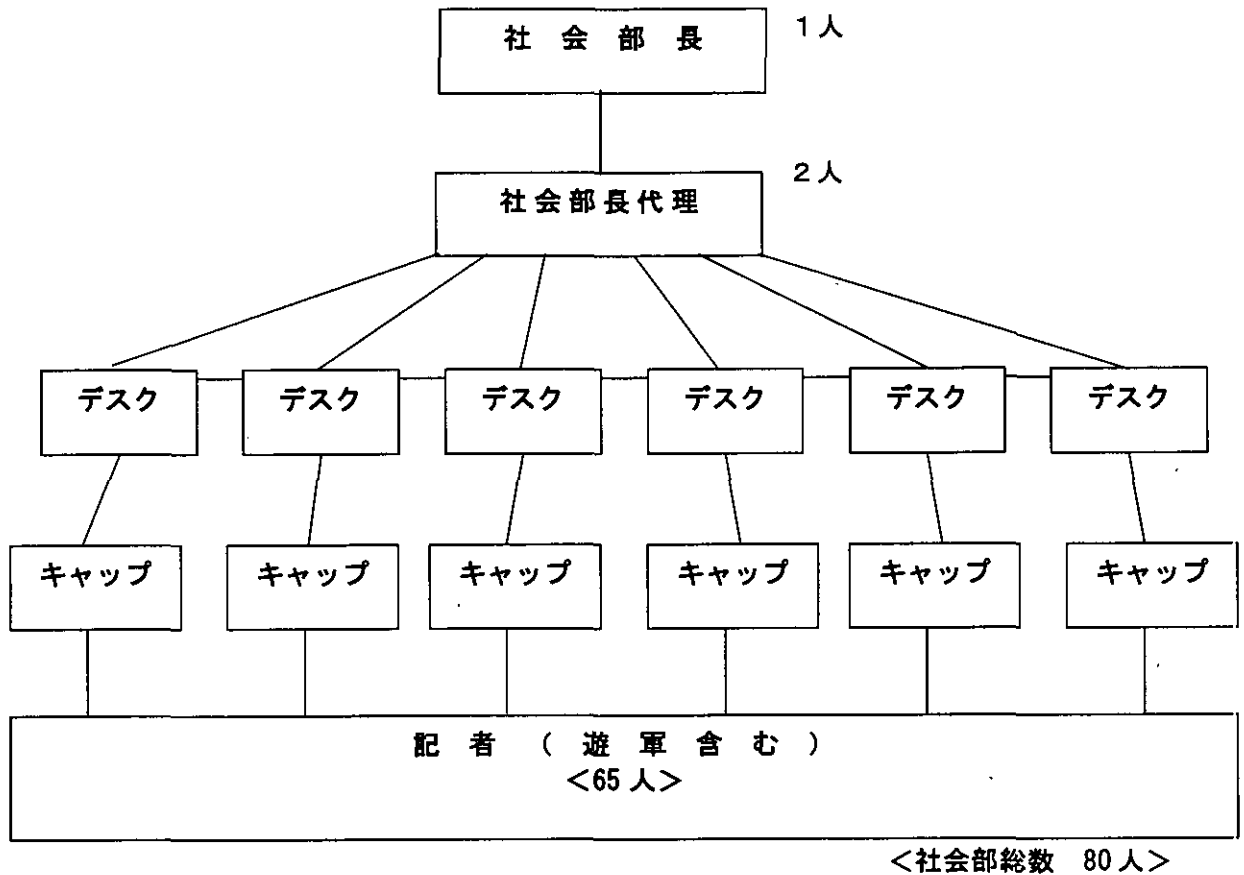
健康危機情報は、確認作業を行うにあたって非常に困難を伴うことが予想されるので、まずは、担当デスクの判断で、担当部署内だけで慎重に確認作業を行う。

この第一報を受けて、確認作業を行う人員は、遊軍・デスクを含めて 10 人ほどである。

さらに、担当デスクの判断で、記事の「枠取り（文字数）」の指示を行う。この際、第一報として得た健康危機情報が、どのくらいの被害規模なのかをあらかじめ想定して考えなければならない。

確認作業を行っていたキャップ、記者から電話で第二報を受けた際に、危機情報の重大性を判断できる場合、初めて担当部の部長、部長代理、さらには、部を越えた確認作業にとりかかる。当然、担当デスクは「枠取り」を通常より大きくすることを要請し、部長、または整理部（製作、構成を行う部署）に判断を委ねる。

国内で健康危機情報をキャッチした場合、まず直接的に関与すると予想する部署は、社会部、政治部、経済部である。
このうち、社会部の構成は以下のとおりである。



上記に示したとおり、健康危機情報について担当デスクが記者から第一報を受けた場合、まずはそのデスクに付随するキャップ、記者に確認作業を行わせるため、その際の情報流通はおおよそ10人ほどである。

その他、政治部の総人員は50人、経済部の総人員は60人である。上記社会部と同様、第一報として確認作業を行う際の情報流通は、おおよそ10人ほどである。

テレビ、ラジオなどのメディアとは異なり、第一報の確認作業は慎重に行うため、小人数で行う。また、第一報からの他のデスクセクション、さらには、部をまたがった情報交流はめったに行わない。

ただし、第二報以降、重大な危機情報と確認が取れば、部署をまたがった情報収集となる。この際は、編集局長が指揮を取り、各部長、デスクに指示を与える。

(2) 情報漏洩の可能性とそれを防止する方策

第一報の確認作業を行うにあたって、記者から外部に対しての情報漏洩を防止する方策は、目に見える形では取っていない。これは、記者個人のモラルに帰する問題であって、キャップ、デスクが直接的な管理を行っているわけではない。

ただし、第一報の確認作業は、比較的小人数で行っていることもあり、情報漏洩の確立は、テ

テレビ、ラジオなどのメディアと比較して低いと考える。

一方、記者に対しての研修、教育の際には、情報の取り扱い方に関して、社内規定どおりに徹底的に教育している。

情報を受け取った記者が、その近親者に対して情報漏洩する可能性は否定できない。会社として情報を取扱う規定を厳しく設けているが、そこまで社員を抑制することはできないであろうと話している。

その対策に関しても、現時点では明確な規定はない。

1.7.4 非常時（健康危機）の想定内容

健康危機情報に対する非常時想定マニュアルは用意されていない。

ただし、地下鉄サリン事件の教訓、さらに、近年の中東情勢危機から派生するテロ行為に対する対応方法は、社内でもかなりの検討会議を行っている。

この検討会議の内容、さらに、マニュアル作成に対する考え方は、広報では全くの非公表である。

1.7.5 添付資料

東京都地域防災計画 震災編（別冊資料 平成15年修正）から抜粋

資料第51 新聞社との報道要請に関する協定（都知事本部）（本文121頁）

「災害時等における報道要請に関する協定」

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都知事（以下「甲」という。）が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会（以下「乙」という。）及び株式会社朝日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救済、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

（車両の通行）

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。
この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事 青島 幸男
乙 東京都公安委員会委員長 河野 義克
丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長 松下 宗之

同内容の協定

平成9年9月1日

丙	社団法人共同通信社社長	犬 發 康彦
丙	株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡 辺 恒雄
丙	株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小 池 唯夫
丙	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴 田 卓彦
丙	株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白 井 文吾
丙	株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清 原 武彦
丙	株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝 口 勲夫
丙	株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山 下 幸秀
丙	株式会社時事通信社代表取締役社長	村 上 正敏
丙	株式会社内外タイムス社代表取締役社長	恩 田 貫貫
丙	株式会社ゾクタイム代表取締役会長兼社長	小笠原 敏晶

1.8 東京消防庁

本庁所在地 東京都千代田区大手町1-3-5 (電) 03-3212-2111

<主要拠点>

消防方面本部 : 10 本部

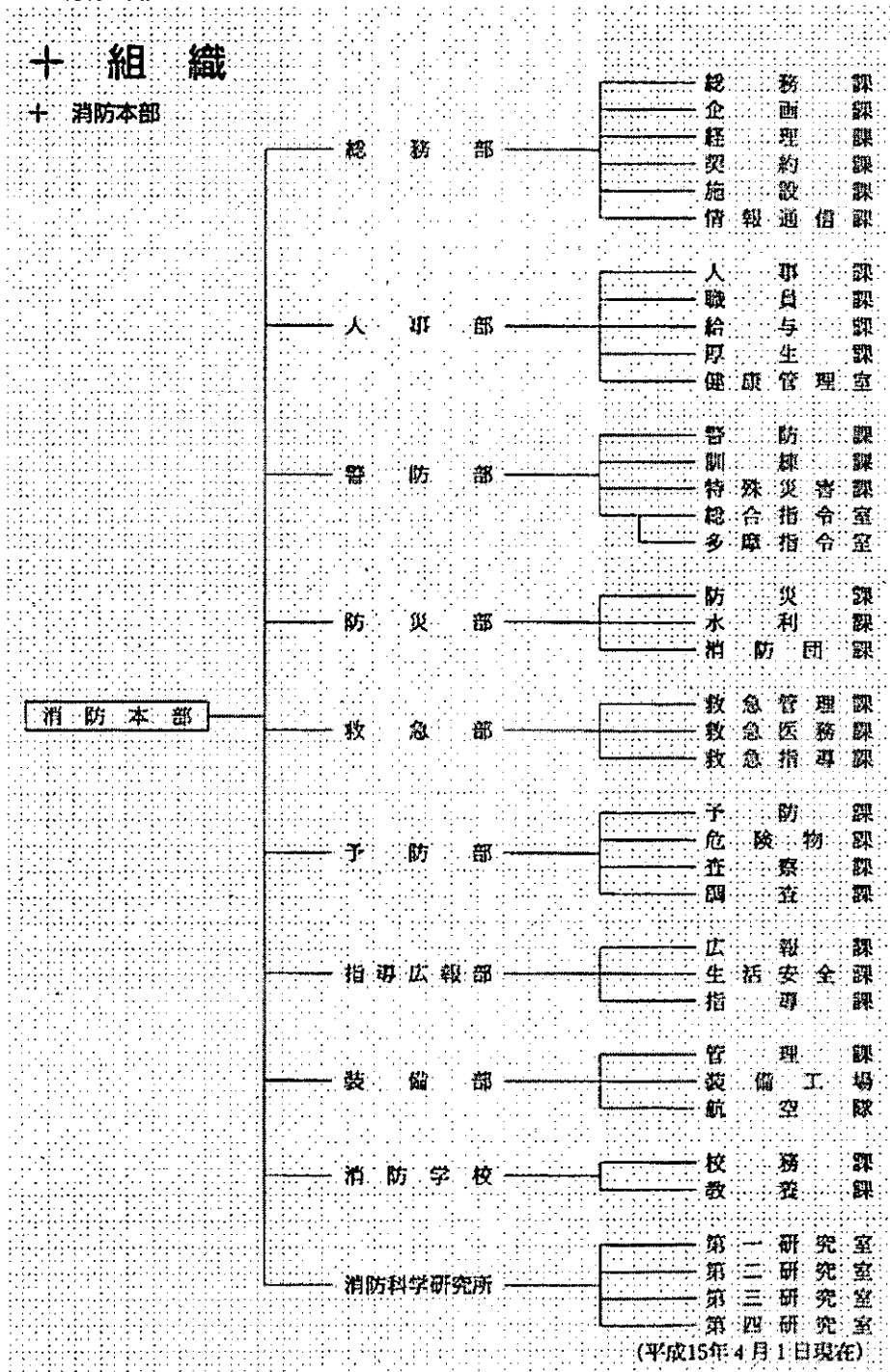
消防署 : 80 署

消防分署 : 2 カ所

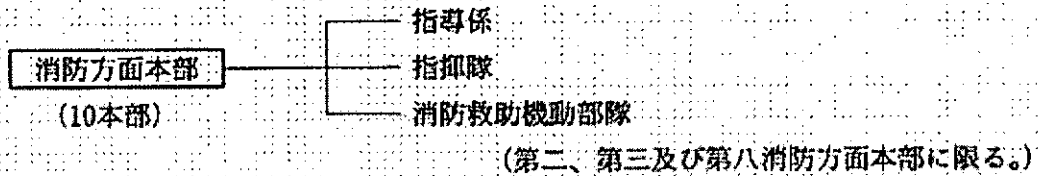
消防出張所 : 207 カ所

消防人員 : 17,991 人 (2003 年 4 月時点)

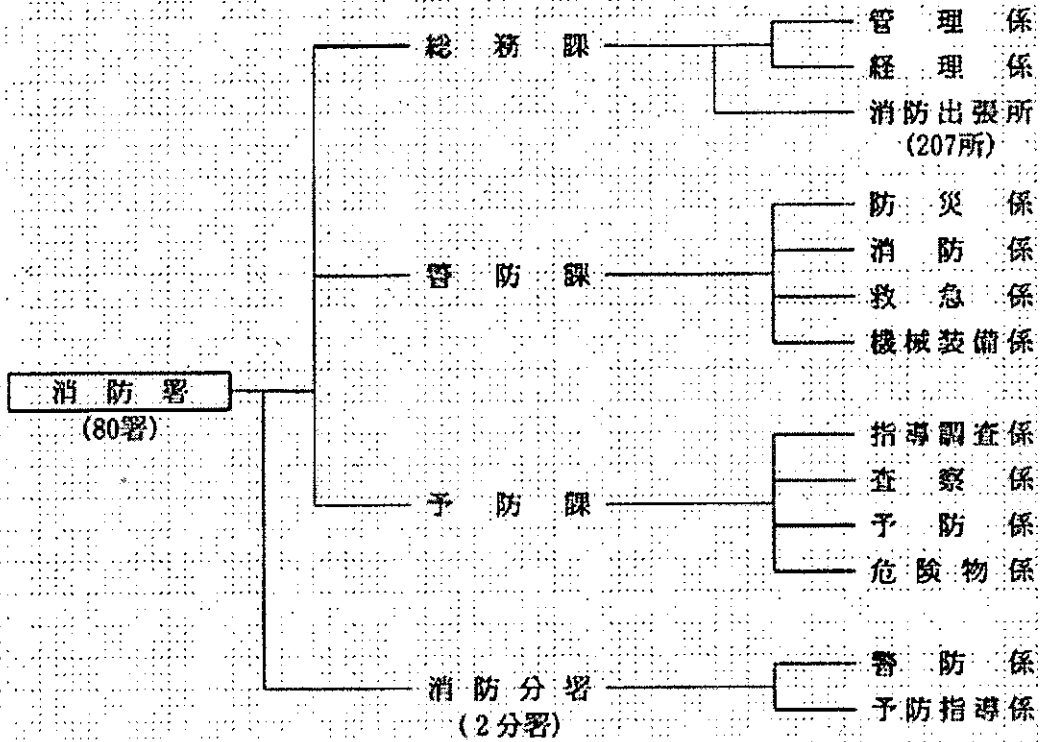
1.8.1 既存通信ネットワークサービスの概要



十 消防方面本部



十 消防署



十 人員

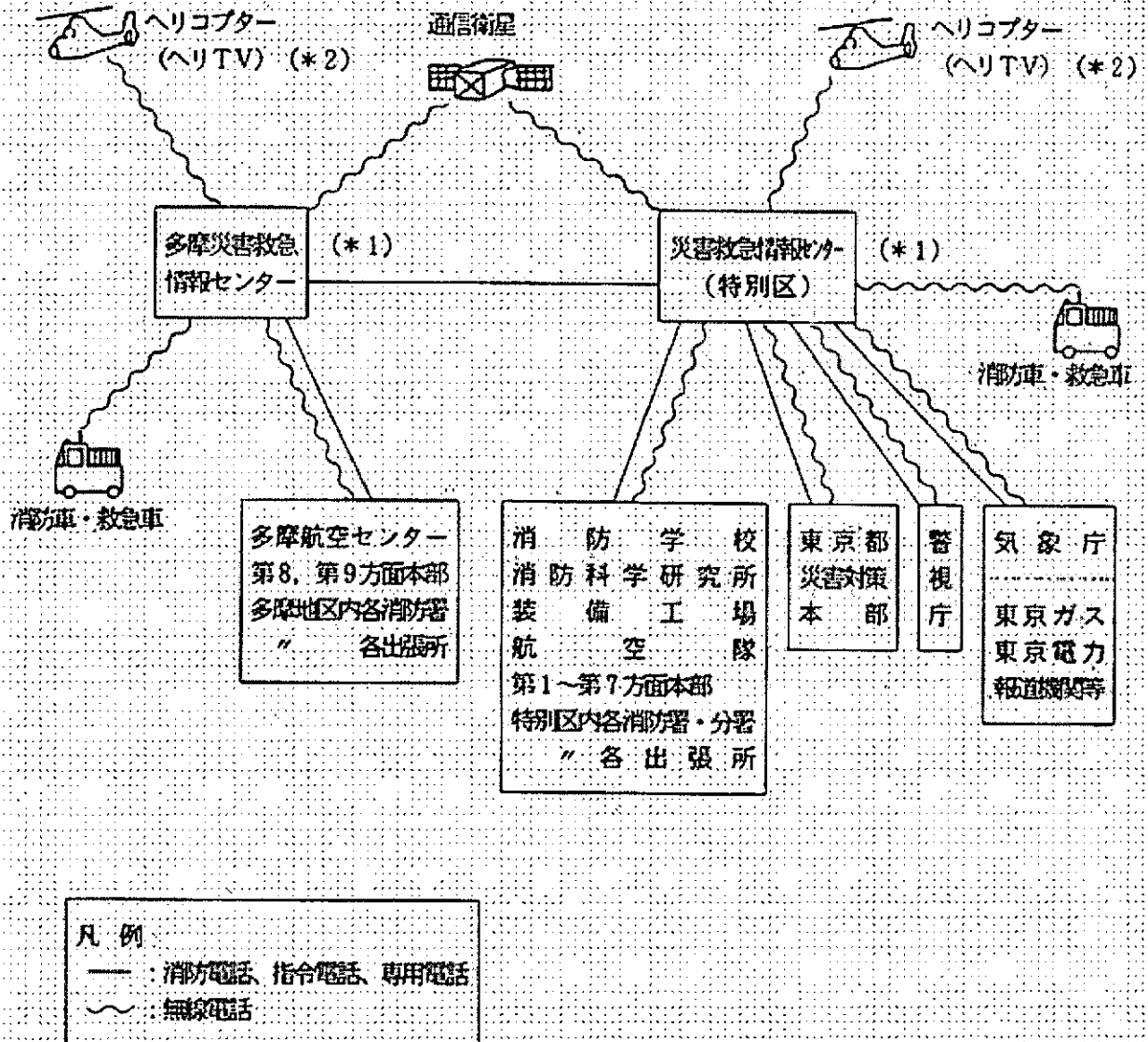
(平成15年4月1日現在)

消 総	防 監	消防司監 消防正監	消防監 消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長 消防士	その他の 職員	合 計
1		20	375	1,444	4,200	4,546	6,951	454	17,991

上記組織図のうち東京消防庁の主要業務である119番に関わるのは、東京消防庁内にある警防部の総合指令室、救急部、および都内80カ所にある消防署内の警防課である。

1.8.2 ネットワークの構成・主要機器の構成および安全対策の概要

資料第11 東京消防庁通信連絡系統図（東京消防庁）（本文96,153頁）



- (*1) 災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターにおいて、119番通報が集中した場合でも受付指令業務が円滑に行えるよう高機能なもので、さらに相互補完機能を強化したものである。
- (*2) 消防ヘリコプターに搭載するカメラは、夜間にも対応可能な高感度のものである。

東京消防庁の主要ネットワーク構成は前ページのとおり伝達専用線である消防電話、指令電話、専用電話および無線電話を採用している。また、このほかにFAX、電子メール、音声システム、GPSを採用している。

音声システムとは、119番の通報後、総合指令室（上記図では災害救急情報センター）が傷病

者発生地域近郊の救急車全車に対して、情報を共有するために傷病者の状況について簡略して伝達するシステムである。総合指令室で文章を打ち込めば、自動的に伝達される仕組みになっている。

東京消防庁が無線電話を主に採用しているのは、東京消防庁の最優先課題が人命救助であることから、傷病者発生地域に最も早く着くことが可能な救急車を検索し、向かわせなければならないためである。

1.8.3 管理体制

(1) 健康危機情報（SARS）の管理体制

①東京消防庁管内において SARS が発生した（疑いがあった）場合の対応

<傷病者が直接消防署または出張所に駆け付け、救急要請したときの事例>

通信勤務員（1名）が傷病者に対して状況聴取したところ、以下の状況が判明する。

↓

- ・最近、海外への渡航歴があった。
- ・帰国後、微熱が続いている。

↓

通信勤務員が災害救急情報センターに状況（SARS の疑いの旨）を連絡する。

↓

警防本部が傷病者を搬送させるため、所管の消防署に対し、SARS 対策（防止用保安帽、ゴーグル、マスクなどを装備）を指示し現場に向かわせる。

↓

救急隊員が傷病者を病院に搬送。

SARS の場合、ケミカルテロ、放射能汚染などと異なり、ウイルスの潜伏期間を経て傷病者が発生することから、傷病者が一斉に発生する可能性は低いと考えている。そのため、東京消防庁では、傷病者の搬送とともに2次感染を防ぐことが最重要課題になっている。

<119 番での救急要請があった場合を想定>

119 番通報を受けた災害救急情報センターの担当者が傷病者に対して状況聴取したところ、以下の状況が判明する。

↓

- ・最近、海外への渡航歴があった。
- ・帰国後、微熱が続いている。

↓

通信勤務員が災害救急情報センターに状況（SARS の疑いの旨）を連絡する。

↓

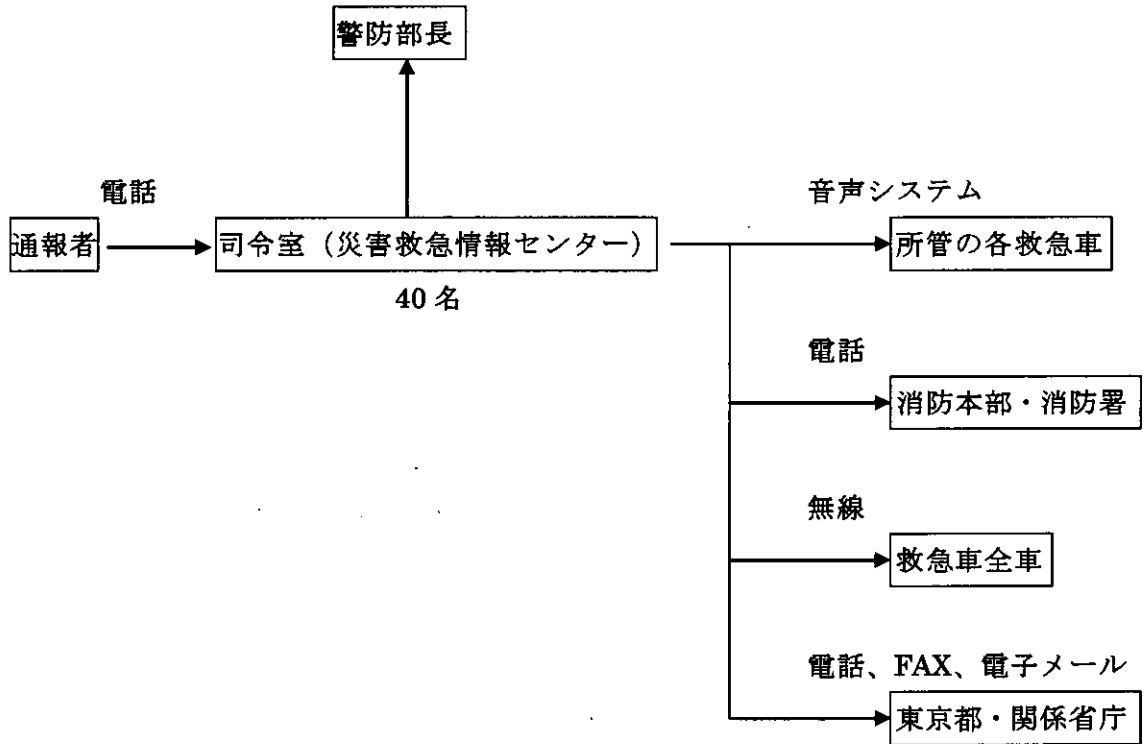
警防本部が傷病者を搬送させるため、所管の消防署に対し、SARS 対策（防止用保安帽、ゴーグル、マスクなどを装備）を指示し現場に向かわせる。

↓

↓
救急隊員が傷病者を病院に搬送。

119番で連絡後、傷病者が海外への渡航歴、微熱などSARSの要因、症状が把握できない場合は通常業務のひとつとして処理する。

②SARSが発生した(疑いがあった)場合の連絡体制



東京消防庁では、SARSの場合に限らず、傷病者を1分1秒でも早く病院に搬送することを目的としているため、傷病者の発生地域を管轄する消防本部内の救急車全車に対して自動音声システムによる連絡を行い、それとほぼ同時に所管の消防署への電話連絡を行っている。

SARSが発生した場合は、初めに指令室内の課員全員が情報を知ることになり、その後、上記のように消防本部内すべての救急車への無線連絡を行う体制になっている。理由として、救急車は通常の事故・病気による傷病者を搬送しており、必ずしもすぐ対応できるわけではないこと、また、2次感染を防ぐ目的で、救急資器材(感染防止衣、ゴム手袋、マスク)を装備した隊員が駆けつけるようにマニュアル化されていることから、準備が必要になるためである。

(2) 健康危機情報（バイオテロ）の管理体制

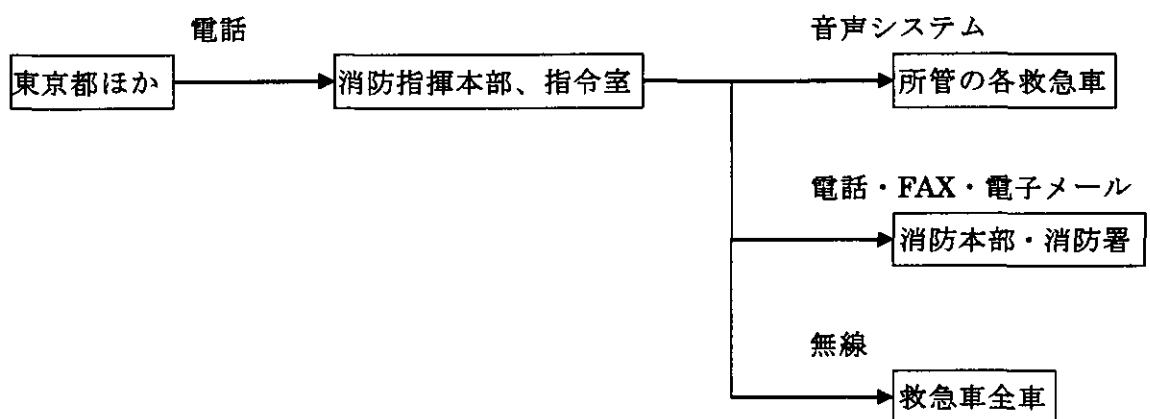
①東京消防庁管内においてバイオテロが発生した（疑いがあった）場合の対応

バイオテロが発生した場合、ケミカルテロと異なり、数日～1、2週間程度の潜伏期間を経て発症することが多いことから、傷病者を搬送し、病院での検査後でなければバイオテロを受けたとは判明しにくい。

そのため、バイオテロが発生した場合は、特別な対処方法はないのが実情である。

仮に東京都内でバイオテロが発生した場合には、消防総監が指揮をとって庁内に消防指揮本部を設置し、東京都、内閣府、消防庁と連携をとりながら対応する。

②バイオテロが発生した場合の連絡体制



注) 消防指揮本部はバイオテロの規模によって異なるが、警防部員を中心に数十名～数百名という単位になる。

(3) 健康危機情報（ケミカルテロ・放射能テロ）の管理体制

①東京消防庁管内においてケミカルテロ・放射能テロが発生した（疑いがあった）場合の対応

ケミカルテロや放射能テロが発生した場合は、被害者、被爆者の数は相当数に上るため、東京消防庁長官を本部長とする消防指揮本部を設置し、東京消防庁の全職員が対応することになっている。

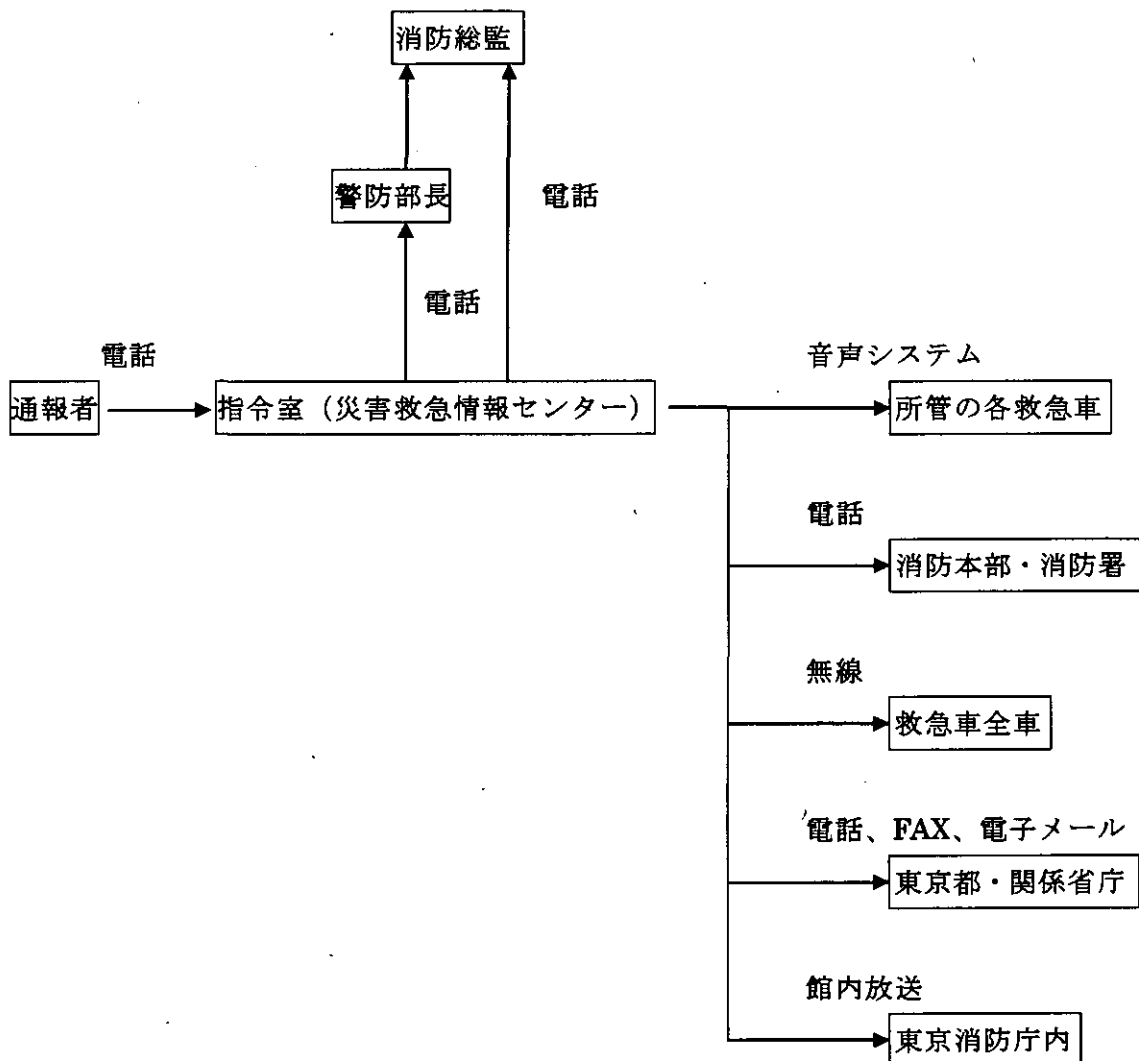
具体的には、職員を通常業務を担当するものと、消防指揮本部内で業務を行うものに分けられる。

また、そのような事態になった場合は、都庁および関係省庁と連携しながら対処するほか、東京消防庁単独での対応は難しいことから、他県の消防局に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

救急活動については、まず、全消防署、救急車、消防車に対して、音声システムやデータ通信による連絡を行うほか、すぐに駆けつけることができるものが状況確認および立ち入り禁止区域の設定を行うことになっている。

また、ケミカルテロ・放射能テロの場合は、NBCテロ対策を担う第三消防方面本部消防救助機動部隊（東京都渋谷区）が対応している。また、消防救助機動部隊内にケミカルテロなどの化学災害を専門とする化学機動中隊を配備している。

②東京消防庁管内においてケミカルテロ・放射能テロが発生した（疑いがあった）場合の連絡体制



東京消防庁にケミカルテロ・放射能テロ発生連絡があった場合は、指令室に常時待機している約40名の課員全員が初めに情報を知るようになる。
その後、消防総監、警防部長に連絡後、上記のように無線放送、館内放送により、テロ発生時には職務についている一万人以上の職員がほぼ同時に情報を知る。

(4) 情報漏洩の可能性とそれを防止する方策

東京消防庁では、NBCテロ（特にNC）の発生があった場合、被害にもよるが、庁内の大半の人間が関わることになっている。

そのため、119番後、指令室（常時40名が勤務）に情報が入った後は、館内放送、無線電話により、消防総監、警防部長に伝わるとほぼ同時に職員全員に情報が伝わる可能性がある。情報漏洩を防ぐには、NBCテロ発生時の情報を知る人間を限りなく少なくする必要があるため、各消防署、消防車、救急車に流れる情報を指令室で止めること。もしくは指令室から警防部長、

消防総監に連絡後、消防総監の了承を得て、初めて他部署に流すほかない。

また、情報漏洩の可能性として、東京消防庁が各救急車・消防車・消防署への連絡手段に使用している無線電話から情報が漏れる可能性がある。

東京消防庁の広報にも確認済みであるが、東京消防庁で使用している無線電話は、一般人でも受信機さえ所有していれば、周波数を合わせるだけで簡単に傍受が可能になるためである。

この無線電話を盗聴されない方式にしない限り、東京消防庁で情報漏洩がなかったとしても、一般の人々に情報が漏れる危険性は高い。

1.8.4 非常時（健康危機）の想定内容

<マニュアルの有無>

現状、マニュアルは保有しているが、東京都健康局の主導で2004年3月をもって新マニュアルに変更するとしている。